

# 災害時における安否不明者の氏名等の公表方針（令和5年5月改正）

## 1 目的

安否不明者の氏名等の公表基準についてあらかじめ定め、県、市町、警察等の関係者間で共有し、災害時に迅速かつ的確な安否不明者の氏名等公表により人命救助活動の効率化・円滑化を図る

## 2 公表の判断基準

人命救助活動の効率化・円滑化のため、安否不明者を絞り込む必要がある場合に公表

## 3 公表対象者

次のいずれにも該当する安否不明者の氏名等を公表

- ①安否不明者であることが確定した者であること（居住者、非居住者含む）
- ②DV、ストーカー等被害や住民基本台帳の閲覧制限措置等がない者であること

なお、安否不明者の数が多いケースや一時滞在者が安否不明となっているケース等、確認作業に時間がかかる場合は、公表可能な者から段階的に公表し、遅くとも災害発生後48時間を目途に公表を完了

公表により違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれや本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握した場合には、随時、公表対象から除外

## 4 公表する情報

氏名、住所、年齢、性別

※安否不明者本人や知人が、当該安否不明者と識別するのに必要な範囲で公表

## 5 公表方法

下記の方法により公表

- ・県の記者会見
- ・県、市町のプレスリリース
- ・県、市町のHPに掲載

※市町による公表は、局所的な災害である等の事情により、市町から公表することが安否情報の収集等に資すると考えられる場合に限る